009002_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

■回答要領
①団体名を記載いただき、第2.1版からの変更箇所について、M列に対応方針に対する判断を、対応方針に疑義がある場合の理由をN列にご記入ください。
②【構成員への確認事項】の内容に対する回答をN列にご記入ください。
※第2.1版から第3.0版への変更点は赤字

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.1版への改定理由 （第2.0版からの変更点）	第3.0版への改定理由 （第2.1版からの変更点）	構成員（〇〇市）ご回答欄	
	2		0130003	フルアシスト自転車該当区分	標準オプション機能	・フルアシスト自転車該当区分には、~~電動キックボードや~~電動スクーターを含む。	上記参照 （WTのみ：フルアシスト自転車該当区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素も多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、標準オプション機能とする。）		【構成員への確認事項】 システム実装上の負荷も勘案し、機能要件1.1.1.の＜車両情報＞の「種別」の一つとして管理する方針です。 当該方針について疑義等がある場合は、N列に内容を記入ください。		
1.1.2.	1	標識情報管理	0130011	標識情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 ＜標識情報＞ 標識番号 交付年月日 標識回収区分 標識返納年月日 特定原付用標識区分	実装必須機能		各団体の条例に基づき、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の５様式（第16条関係））」に記載のある種別においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行った。 なお、標識番号の採番ルールは地方団体の規定に則り、アルファベットの使用も可能である。		「特定原付用標識区分」について、従来は特定原付とそれ以外の原付とで標識の種類を分けることは例外的な取り扱いであったが、今後は通常の取扱いとなるため、「実装必須機能」に変更する。 　加えて、第2.0版時点の機能ID0130015「電動キックボード等用標識区分」という文言についても、道路交通法や保安基準における文言に則した「特定原付用標識区分」へ修正を行った。 ※昨年度WTにて照会済みのため回答不要		
	~~2~~		~~0130015~~	~~電動キックボード等用標識区分~~	~~標準オプション機能~~		~~上記参照~~		「特定原付用標識区分」について、従来は特定原付とそれ以外の原付とで標識の種類を分けることは例外的な取り扱いであったが、今後は通常の取扱いとなるため、「実装必須機能」に変更する。 　加えて、第2.0版時点の機能ID0130015「電動キックボード等用標識区分」という文言についても、道路交通法や保安基準における文言に則した「特定原付用標識区分」へ修正を行った。 ※昨年度WTにて照会済みのため回答不要		
1.1.17.		送付先管理	0130032	軽自動車税各種通知書等送付先を管理（設定・保持・修正）できること。 なお、複数車両に対して同一の送付先を一括して登録することもできること。	実装必須機能	・送付先は、特段の申告がない限りは納税義務者の住所となる。	軽自動車税の課税事務において、各種通知書を送付する際に送付先情報が必要となることから実装必須機能として定義をしている。		地方団体からの意見を踏まえ、複数車両に対して同一の送付先を一括して登録する機能を追加した。		
1.2.3.			0130037	名義人、納税義務者等の情報を維持したまま連続して新規登録できること。 過去の車両情報についてはコピーして登録ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	同上 （WTのみ：申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。）		地方団体からの意見を踏まえ、過去の車両情報をコピーして登録ができる機能を追加した。		
	2		新規	一般財団法人自動車検査登録情報協会からの軽自動車検査情報（2輪の小型自動車）を取り込めること。	標準オプション機能		一部の団体では一般財団法人自動車検査登録情報協会からの軽自動車検査情報（2輪の小型自動車）を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。		一部の団体ではJ-LISを経由せずに一般財団法人自動車検査登録情報協会から小型二輪に係る検査登録データを購入して当該事務を実施していることを踏まえ、標準オプション機能として追加した。 【構成員への確認事項】 現在、一般財団法人自動車検査登録情報協会から小型二輪に係る検査登録データを購入して当該事務を実施している場合、N列にその旨を記載ください。		
1.3.9.		対象宛名特定処理	0130082	取り込んだ検査情報の所有者及び使用者について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、宛名候補の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。 ＜対象項目＞ 氏名 住所	標準オプション機能	・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。	当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両の所有者及び使用者と軽自動車税システム又は宛名管理システム等で管理している宛名の紐づけを行う機能を想定している。 誤って既存宛名と重複した宛名を作成してしまうリスクを軽減できることから有用ではあるが、突合精度に課題があり、地方団体の事情によって当該機能を用いた事務への対応可否が異なることから標準オプション機能とした。		軽自動車検査情報市区町村提供システムから連携される情報のインターフェースには「使用者」の項目が定義されていることから、当該項目を追加した。		
3.1.1.	1	税額変更申告情報管理	0130094	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定・保持・修正）できること。 また、履歴管理できること。 ＜税額変更申告情報＞ 申告年月日 申告区分 申告事由 メモ	実装必須機能		課税取消等の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を実装必須機能とした。		【構成員への確認事項】 軽自動車税において、不均一課税を実施している場合 ①N列にその内容をご回答ください。 ②また、合併前の市町村を把握する必要があるかについてN列にご回答ください。※固定資産税で当該項目が定義されていますが、軽自動車税においては不要と考えています。		
新規			新規	情報提供NWSへの一括照会データを出力できること。 ＜照会対象＞ ・生活保護情報 ・障害情報	標準オプション機能		マイナンバーを利用して情報提供ネットワークを通じて、身体障害者・精神障害者情報及び生活保護情報を照会するためのデータを一括で取得し、納税義務者等の該当する情報を更新できる。		【構成員への確認事項】 現在の仕様書（情報提供NWSに係る特段の機能なし）では、情報提供NWSを使用して障害者情報を取得・更新する場合、１台ずつ軽自システムで情報を確認し、１台ずつに手作業で照会し、照会結果を１台ずつ軽自システムに入力することとなるため、身体障害者・精神障害者情報及び生活保護情報を照会するためのデータを一括で取得し、納税義務者等の該当する情報を更新できる機能を追加する方針です。 こちらの方針について疑義等がある場合、N列に内容を記入ください。		
3.2.4.		減免対象情報照会	0130102	生活保護法による保護の実施~~もしくは就労自立給付金の支給~~に関する情報の照会ができること。	標準オプション機能		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第２（第19条、第21条関係）に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用している地方団体が一部であるため標準オプション機能とした。		【構成員への確認事項】 減免対象区分として就労支援給付金の支給状況は不要と思われるため、削除する方針で検討しています。 当該方針についてご意見がある場合、N列にご記入ください。		
3.2.7.	1	減免情報管理	0130107	減免に係る情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜減免情報＞ 申請年月日 減免対象区分 車両情報（種別、車台番号、車両番号（標識番号）、用途及び使用目的、減免に係る形状） 納税義務者情報（宛名基本情報、名義人区分） 障害者情報（宛名基本情報、障害程度（障害名、障害等級）、手帳の有効期限（再認定・次回判定）） 運転者情報（宛名基本情報） 許可事由 メモ	実装必須機能		特に障害者情報や運転者情報、減免の審査に関連する項目については、令和２年度の全国意見照会で多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過大となることは望ましくないため、以下の観点で整理を行った。 ・障害者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、障害名、手帳の有効期限（再認定・次回判定）を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・運転者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・減免の審査に関する項目 減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を実装必須機能とする。各団体における減免審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間の項目は標準オプション機能とする。		手帳の有効期限を迎える方に対して，手帳の提出を慫慂する文書を送っており，有効期限を管理する必要があるという地方団体からの意見を踏まえ、有効期限（再認定・次回判定）を追加した。 【構成員への確認事項】 上記改定理由から有効期限（再認定・次回判定）の管理は一般的な運用と判断し実装必須機能として追加する想定です。 ①現行システムでの当該項目の管理有無を確認させてください。 ②当該項目の管理が不要と考える場合、理由を確認させてください。		
3.2.8.	1	新規	新規	商用車の課税免除に係る審査（決定/却下等）および解除登録が一括でできること	標準オプション機能		軽自動車税の課税を効率的に行う上で有用と判断したが、使用している地方団体が限られるため標準オプション機能としている。		【構成員への確認事項】 地方団体からの意見を踏まえ、商用車課税免除について、一括で審査（決定/却下等）および解除ができる機能を追加する方針です。 こちらの方針について疑義等ございましたらN列にご記入ください。		
4.2.9.			0130134	抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を発行できること。 ＜各種手続通知書＞ 名義変更依頼書 転出者変更依頼書	実装必須機能	以下の帳票要件に関連する。 No.86～87_転出者変更依頼書 No.89～90_名義変更依頼書	異動のあった対象者に対し、所定の手続きが必要となる旨を通知する必要があるため該当する帳票の出力機能を実装必須機能としている。		【構成員への確認事項】 地方団体からの意見で、以下の帳票を追加する要望をいただきました。 ・定置場変更依頼書 実装する場合①「転出者変更依頼書」（帳票ID0130086）を改良し、転出者に限らず定置場変更の必要性がある者等に対しても汎用的に使用できる帳票とするか、②別途「定置場変更の必要がある者（転出者を除く）」に対して汎用的に使用できる帳票を検討することになると考えています。 ・当該帳票の必要有無（理由含め）を確認させてください。 ・必要と考える場合、①②のうち適切と考える実現方法及び実装区分を確認させてください。 ※回答はN列にご記入ください。		